倉吉市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月25日

倉吉市長　広田　一恭

倉吉市条例第13号

倉吉市水道事業給水条例の一部を改正する条例

倉吉市水道事業給水条例（昭和33年倉吉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

（料金）

第25条　料金は、次の各表の定めにより算出した水道料金及び量水器使用料の額の合計に100分の110を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

（１）　水道料金

用途	基本料金		超過料金（１立方メートルにつき）
	水量	月額	
一般用	８立方メートルまで	770円	８立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 133円 20立方メートルを超え、100立方メートルまでの分 166円 100立方メートルを超える分 175円
団体用	10立方メートルまで	1,260円	10立方メートルを超え、100立方メートルまでの分 171円 100立方メートルを超える分 196円
湯屋用	100立方メートルまで	9,680円	100立方メートルを超え、250立方メートルまでの分 134円 250立方メートルを超える分 165円
臨時用	１立方メートルまで	360円	１立方メートルを超える分 360円
略			

（２）　量水器使用料

口径	金額（月額）
13ミリメートル	90円

改正前

（料金）

第25条　料金は、水道料金及び量水器使用料をそれぞれ次の各表に定める額により算出した額の合計に100分の110を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

（１）　水道料金

用途	基本料金（月額）		超過料金（１立方メートルにつき）
	水量	料金	
一般用	８立方メートルまで	670円	８立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 116円 20立方メートルを超え、100立方メートルまでの分 145円 100立方メートルを超える分 153円
団体用	10立方メートルまで	1,100円	10立方メートルを超え、100立方メートルまでの分 149円 100立方メートルを超える分 171円
湯屋用	100立方メートルまで	8,420円	100立方メートルを超え、250立方メートルまでの分 117円 250立方メートルを超える分 144円
臨時用	１立方メートルまで	320円	１立方メートルを超える分 320円
略			

（２）　量水器使用料

口径	金額（月額）
13ミリメートル	80円

20ミリメートル	180円
25ミリメートル	200円
30ミリメートル	270円
40ミリメートル	420円
50ミリメートル	2,300円
75ミリメートル	2,990円
100ミリメートル	3,790円
150ミリメートル	6,900円

20ミリメートル	160円
25ミリメートル	180円
30ミリメートル	240円
40ミリメートル	370円
50ミリメートル	2,000円
75ミリメートル	2,600円
100ミリメートル	3,300円
150ミリメートル	6,000円

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の第25条の規定は、施行日以後に計量する使用水量に係る料金について適用する。ただし、施行日前から継続する水道の使用で、施行日以後初めて計量する使用水量に係る料金は、なお従前の例による。